

平成26年11月19日現在
在アゼルバイジャン日本国大使館

短期の滞在登録について ～滞在期間「3日を超えて」から「10日を超えて」に変更～

2014年10月17日付大統領令により、アゼルバイジャン共和国に短期滞在する外国人について、滞在登録を必要とする滞在期間が「3日を超えて」から「10日を超えて」に変更されました。

登録を怠り、10日間を超えて当地に滞在すると、出国の際、登録義務違反で罰金を求められたり、出国禁止を言い渡される場合がありますので注意が必要です。

○ ホテルにご宿泊の場合は心配ご無用

ホテルに宿泊される場合は、通常、ホテル側が自動的に手続きを行います。

○ 重要！個人旅行

友人等の「個人宅」に宿泊し、10日を超えて当国に滞在する場合は、入国から10日以内に、宿泊先の世帯主に依頼して、移民局に滞在登録を行ってもらう必要があります。

また、地方の小さなホテルでは、外国人の宿泊が少ないことから、滞在登録手続きに不慣れな場合も予想されますので、チェックイン時に滞在登録の依頼をしておくことをお勧めします。

○ 一般的な登録方法

滞在登録は、下記の書類をスキャンし、移民局 (qeydiyyat@migration.gov.az) にメールで送付します。なお、通常、申請後1日以内に、登録完了情報が申請者に通知されます。

- 1 滞在登録申請書
- 2 旅券のコピー（写真ページ、査証（入国証印付）ページ）
- 3 受入者のIDカードのコピー

※ 滞在登録申請書は、移民局ホームページ内の

<http://www.migration.gov.az/images/pages/0c690c931690d5c7f488deef3af0b627.pdf>

から入手できます。（申請書はアゼルバイジャン語のみ）

○ 滞在登録申請は無料です。

○ 個別のケースで若干、提出書類に差異がある場合がありますので、詳しくは、アゼルバイジャン移民局にお尋ね下さい。

※ アゼルバイジャン移民局

電話 012-562-5773

（国外からお掛けの場合は +994-12-562-5773）